

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第9号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務処理の原則)</p> <p>第3条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和6年大阪広域水道企業団管理規程第17号）、<u>岸和田水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和7年大阪広域水道企業団管理規程第3号）</u>、<u>八尾水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和7年大阪広域水道企業団管理規程第4号）</u>、<u>富田林水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和7年大阪広域水道企業団管理規程第5号）</u>、<u>柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和7年大阪広域水道企業団管理規程第6号）</u>、<u>高石水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和7年大阪広域水道企業団管理規程第7号）</u>及びこの規程並びにこれらの規程の規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。</p>	<p>(業務処理の原則)</p> <p>第3条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和6年大阪広域水道企業団管理規程第17号）及びこの規程並びにこれらの規程の規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴う経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、廃止前の岸和田市指定給水装置工事事業者規程（平成10年岸和田市水道事業管理規程第2号）、廃止前の八尾市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年八尾市水道局管理規程第2号）、廃止前の富田林市指定給水装置工事事業者規程（平成28年富田林市上下水道事業管理規程第26号）、廃止前の柏原市指定給水装置工事事業者規程（平成26年柏原市上下水道事業管理規程第23号）又は廃止前の高石市指定給水装置工事事業者規程（平成10年高石市水道事業規程第2号）の規定によりなされた指定、処分、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。